

## 「第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 10 月 21 日(木) 17 時 30 分  
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

### 【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

次第については、それぞれお手元の画面のとおりです。

次、まず、現在の状況です。世界におきましては、全体で、2 億 4,000 万の方々が感染をされ、約 500 万人の方が亡くなられている、という状況にあります。

次、国内の発生状況になります。約 171 万人の方が感染をされ、約 1 万 8,000 人の方が亡くなっている状況です。

次、都内の発生状況になります。

これまで累計で、37 万 7,305 人の方が感染をされています。そのうち退院等、回復をされた方が 37 万 3516 人という状況です。入院については 280 人、亡くなられた方の累計は 3,113 人になります。

次、直近の国の動きになります。

10 月 15 日、第 79 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされました。

その右、直近の都の動きです。

都では、9 月 28 日、第 63 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催をいたしました。

次、直近の都の対応になります。

東京都におけるリバウンド防止措置の実施、令和 3 年 10 月 1 日零時から 10 月 24 日までで実施をしているところです。

次、続きまして、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。

政策企画局ですが、9 月 29 日、1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同取組を実施をいたしました。

その下、総務局の欄です。

10 月 13 日に、都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証に、都として同意をいたしました。

次、生活文化局の欄です。

広報東京都 10 月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口等について掲載をいたしました。

また、スポーツ紙4紙に、ワクチン接種を啓発する広告を掲載しております。

東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに、10月1日からのリバウンド防止措置、そして予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを、「やさしい日本語」及び16言語、英語等で発信をしております。

次、一番上のところ、住宅政策本部の欄です。

生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るために、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また、随時募集において新たな団地を追加しております。

毎月募集におきましては、令和3年10月から12月の戸数360戸、1月から12月の累計で1,400戸となっております。

その下ですね、一番下になります、産業労働局のところです。

9月30日から10月13日までの間に、次の点について公表いたしました。

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の10月1日から24日までの実施分、テレワーク実施率の9月の調査結果、「東京都中小企業者等月次支援給付金」10月分の申請受付開始、「テイクアウト専門店出店支援」の開始、「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施、「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間の延長、そして、観光関連事業者に対する新たな支援等の実施についてであります。

次、続いて10月13日以降、引き続き、新型コロナウイルス感染症の緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間の延長、そして「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施、「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始、「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長、「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」7月12日から8月31日の申請受付期間の延長等について、公表をしております。一番下が、「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施、これらについて公表をしております。

新たに開始をいたしましたのが、上から4つめ、「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」、そして、「営業時間短縮等に係る協力金」9月1日から9月30日の実施分、さらに、「東京都中小企業者等月次支援給付金」9月分の申請受付を開始しております。

その下が中央卸売市場です。

市場業者の使用料及び光熱水費、電気料金、水道料金などですが、これらの支払いを猶予しております。

次、教育庁の欄の一番下です。

リバウンド防止期間中におけます、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知いたしました。

区市町村に対しましては、都の措置を参考に、対策の徹底について、再周知をしたところであります。

次、続きまして各局から発言をいただきます。

まず、「基本的対策徹底期間における対応(案)」、他の案件につきまして総務局長からお

願いたします。

**【総務局長】**

はい。

それでは、「基本的対策徹底期間における対応（案）」及び、今後の東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議の開催につきましてご説明をします。

現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、10月24日をもって「リバウンド防止措置期間」を終了し、翌25日以降、「基本的対策徹底期間」として対応を行っていきます。

対象となる区域は、都内全域、期間は、10月25日0時から11月30日24時までとし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行います。

なお、12月1日以降の年末年始に向けた対応については、「基本的対策徹底期間」における取組の効果を踏まえ、別途、決定をいたします。

まず、都民向けの協力依頼です。

外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することや、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えることなどの協力を依頼します。

次に、事業者向けの協力依頼等です。

飲食店等への要請ですが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗については、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼します。大人数で同一テーブルを使用する場合は、感染リスク低減のため、「TOKYO ワクションアプリ」又は他の接種証明書等を活用することを推奨いたします。

また、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼いたします。

一方、点検済証の交付を受けていない又はこれを提示していない店舗については、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とすること、酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼します。

また、カラオケ設備を提供している店舗については、利用者の密を避ける、こまめな換気を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

その他の施設への協力依頼等ですが、イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼します。

また、学校、大学等について、基本的な感染防止策の実施、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼します。

イベントの開催制限につきましては、10月31日0時からとなりますが、イベント主催者

等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

最後に、職場への出勤等です。テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

なお、本日開催しました感染症対策審議会におきまして、「基本的対策徹底期間における対応」(案)につきましては、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、今後のモニタリング会議の開催についてでございます。

資料はございませんが、本日のモニタリング会議で、感染状況・医療提供体制の分析結果が初めて両方ともに黄色になるなど、改善傾向が継続しております。

感染状況については、新規陽性者数の増加比が、モニタリング会議開始以来、最も低い状況が継続し、医療提供体制については、通常医療との両立が可能になりつつある、とのことでございます。

一方、第6波に備え、引き続き専門家の先生方には、感染状況や医療提供体制のモニタリングを継続していただき、感染再拡大の兆候を見逃さない様に注視していくことが必要でございます。

こうした状況を踏まえ、専門家の先生方と協議の結果、日々の感染状況等をこれまでどおりモニタリングしていただき、分析・評価については、毎週木曜日に公表するとともに、会議については、月に2回の開催とすることとしたいと思います。

今後、感染の再拡大や、医療提供体制の逼迫の兆候が見えた場合は、専門家のご意見を踏まえ、週に1回をベースに実施をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、第6波に向けた医療・療養体制、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。

第6波に向けた医療・療養体制について、ご報告いたします。

まず、医療・療養体制については、現在、感染収束フェーズにあることから、通常医療との両立を図るため、確保病床数のレベルをレベル3からレベル1の4,000床に引き下げているところでございます。

感染の状況等に応じまして、医療機関と補完的な役割を担う臨時の医療施設等をあわせ、約9,200床を確保していくこととしており、今後、医療機関等とも調整し、さらなる医療・療養体制の拡充を進めてまいります。

次、お願いします。

次に、宿泊療養についてでございますが、現在、17施設約6,000室を確保しておりますが、施設の受入時間帯を拡大するなど、運用を見直すとともに、医療・看護度に応じ、医師が往診して対応する施設と、リモート診療で対応する施設に、機能を分化いたします。これにより、施設の使用率の向上を図ってまいります。

また、陽性判明後、患者ご本人が申込可能な電話窓口を新たに設置し、早期に入所できる仕組みを構築いたします。

あわせて、更なる規模の拡大も目指してまいります。

次、お願いします。

最後に、自宅療養についてでございますが、安心して自宅で療養していただくため、医師会と連携したオンライン診療等を実施していますが、今後、往診を行う拠点病院の設置、パルスオキシメータ等の更なる確保など、支援体制を充実してまいります。

さらに、基礎疾患のある自宅療養者の方に、中和抗体薬を投与して、重症化リスクの低減を図るなど、よりきめ細かな支援を行ってまいります。

今後、国や医師会などと緊密に連携しながら、医療提供体制の更なる強化を図ってまいります。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、学校の対応につきまして、教育長からお願いいたします。

#### 【教育長】

はい。

小中学校及び高校の対応についてでございます。

今後、冬場を迎えることから、これまでの対応を緩めることなく、手洗いの徹底や、教室等の換気など、基本的な感染防止対策を一層徹底するとともに、オンラインを活用した密を避ける工夫などにより、学校運営を継続してまいります。学校行事や、校外活動につきましても、感染防止対策を徹底した上で実施をしてまいります。

また、これまで実施してまいりました、陽性者発生時のPCR検査・抗原簡易キットの活用については、継続してまいります。

加えまして、今後、様々な学校活動を展開していくにあたりまして、安心して教育活動に取り組めるよう、大会等の主催団体や訪問先から、参加に際し、検査が求められる場合などにPCR検査を活用できる体制を新たに整えてまいります。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

#### 【政策企画局長】

このたび、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組—未曾有の感染を乗り越えて—」を取りまとめました。

この資料は、およそ2年にわたります感染の状況や、「感染拡大防止対策」、「医療提供体制等の確保」、「ワクチン接種の推進」、「経済対策・セーフティネットの強化」など、東京都が講じてまいりました対策につきまして、第I期から第IV期までの4つのステージに分けて整理をしたものでございます。

この中では、新たに、世界から見まして、日本、東京が、皆様のご協力により、世界でも感染者数、死亡者数ともに、低く抑えられてきたことが分かる資料なども掲載しております。

こうした、これまで積み重ねてまいりました知見や経験をまとめることによりまして、今後の対策に活かしていきたいと考えております。

本資料は、対策本部のホームページに掲載しておりますので、各局におかれましては、今後の対策に是非ご活用ください。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

次、この場でご発言のある局等につきましては以上と伺っておりますが、この場でご参加の方、Webでご参加の方含めまして、何か他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

## 【都知事】

はい。

第 64 回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議、まとめであります。

まず、今日のモニタリング会議で、感染状況は、先週と変わらず警戒レベルの上から 3 番目の黄色、医療提供体制は、2 番目のオレンジから黄色へと一段階下に下がりました。

専門家からは、「ワクチン接種後も、基本的な感染防止対策を徹底する必要がある」ということ、「入院患者数と重症患者数は継続して減少していて、通常医療との両立が可能になりつつある」との指摘をいただきました。

こうした状況を踏まえ、都では、10 月 24 日、今週末の日曜日をもちまして、「リバウンド防止措置期間」を終了いたしまして、翌月曜日の 25 日から 11 月 30 日までの間、「基本的対策徹底期間」としまして、感染の再拡大防止のために対応してまいります。

対応などの具体的内容につきましては、関係局長から報告があったとおりでございます。

本当に長きにわたってご協力をいただいている都民の皆さん、そして事業者の皆様には、改めて、ここで基本に立ち返りながら、手洗い、消毒、正しいマスクの着用、そして換気の徹底など、基本的な感染防止対策の徹底や、定着についてのご理解ご協力について、引き続きお願いをいたします。

そして今、話し合いましたように、今後のモニタリング会議でありますけれども、総務局長からの説明のように、これからは月 2 回の開催、そして分析・評価については、こちらの方は毎週木曜日に公表するものといたします。

専門家の皆さんには、引き続き、日々、感染状況などのモニタリングをお願いしてまいります。これは、継続ということでもあります。

この後ですね、都民の皆さんや事業者の皆様方に対しましての、改めての呼びかけを行わせていただきます。

ワクチンの接種、大変進みました。また、感染防止対策もご協力いただいております。

結果として、感染は急速に抑えられているというふうに考えておりますが、感染の再拡大を確実に抑え込んでいくための対策を、引き続き講じてまいります。

どうぞよろしく申し上げます。また、皆様もご苦勞様でございます。

## 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。